

平成 2 4 年 9 月 1 9 日
2 1 0 会 議 室

平成 2 4 年第 1 7 回
立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

平成24年第17回立川市教育委員会定例会

- 1 日 時 平成24年9月19日(水)
開会 午後 1時30分
閉会 午後 3時30分
休憩 午後 2時20分～午後 3時28分
- 2 場 所 210会議室
- 3 出席委員 福 田 一 平 田 中 健 一
古 岡 邦 人 平 山 いづみ
澤 利 夫

署名委員 平 山 いづみ

- 4 説明のため出席した者の職氏名
教育長 澤 利夫 教育部長 新土 克也
教育総務課長 小林 健司 生涯学習推進センター長 早川 律康
図書館長 小宮山克仁
- 5 会議に出席した事務局の職員
教育総務課庶務係 高木 健一 大澤 善昭

案 件

1 報告

- (1) 平成23年度における児童・生徒の問題行動等の実態について
- (2) いじめ実態把握のための緊急調査について
- (3) 「たちかわ市民交流大学開講5周年事業」の実施計画について
- (4) 図書館の臨時休館について

2 視察

- (1) 教育委員会所管施設の視察について（第一小学校）

3 その他

平成24年第17回立川市教育委員会定例会議事日程

平成24年9月19日

210 会議室

1 報告

- (1) 平成23年度における児童・生徒の問題行動等の実態について
- (2) いじめ実態把握のための緊急調査について
- (3) 「たちかわ市民交流大学開講5周年事業」の実施計画について
- (4) 図書館の臨時休館について

2 視察

- (1) 教育委員会所管施設の視察について（第一小学校）

3 その他

◎開会の辞

- 福田委員長 ただいまから、平成24年第17回立川市教育委員会定例会を開会いたします。
署名委員の指名を行います。署名委員に平山委員、お願いいたします。
- 平山委員 はい。
- 福田委員長 次に議事内容の確認を行います。報告4件及び第一小学校の視察でございます。
議案及び協議案件はございません。その他は議事進行過程で確認をいたします。
次に出席者の確認を行います。新土教育部長、お願いいたします。
- 新土教育部長 本日の教育委員会管理職の出席でございますが、教育部長、教育総務課長、
指導課長、生涯学習推進センター長、図書館長でございます。

◎報 告

(1)平成23年度における児童・生徒の問題行動等の実態について

- 福田委員長 それでは報告に入ります。
報告(1)平成23年度における児童・生徒の問題行動等の実態について、でございます。
お手元の資料、平成23年度児童・生徒の問題行動等の実態について、をご参照願います。
並木指導課長、説明をお願いします。
- 並木指導課長 平成23年度児童・生徒の問題行動等の実態について、報告をいたします。
この調査は9月11日に文部科学省及び東京都教育委員会から公表があった平成23年度児童・生徒の問題行動調査と関連し、立川市立学校における児童・生徒の問題行動の実態について、ご報告するものでございます。
お手元の資料の中で主なところについて、ご説明申し上げます。
まず、暴力行為についてでございますが、小学校では、校内外ともに児童間暴力は0件でした。また中学校では、校内における対生徒暴力が前年度比19件減の53件ございました。
また器物破損は、前年度比50件減の24件でございます。
次に不登校については、昨年度に比べ小学校では6名減の39名、中学校では23名減の141名となり、中学校不登校出現率は3.7%で、4%を今年度下回るどころとなりました。
学校復帰率については、昨年度に比べ0.4%上がり、小中学校ともに不登校の未然防止と、学校の指導による不登校児童・生徒の学校復帰が促されていることが伺われております。
次にいじめについてでございますが、小学校については前年度比18件減の15件、中学校においては前年度比34件減の175件でございます。本市では平成19年度以降、いじめの認知率が高まっておりまして、学校における日頃からの児童・生徒の人間関係の把握と、変化を捉えた適切な初期対応の徹底が図られるようになってきていると捉えております。
現在、児童・生徒の問題行動の解消に向けて、スクールソーシャルワーカー等活用するとともに、新たに家庭と子どもの支援員を配置し、児童・生徒の個別対応支援の充実を図った

ほか、青少健地区委員や民生児童委員、立川警察署、立川少年センター、立川児童相談所等の協力の下、各学校において学校サポート会議を設置し、ケースに応じた組織的な対応を進めております。

問題行動については以上でございますが、加えまして今年度の夏季休業期間中の児童・生徒の動向につきましては、安全指導上また生活指導上、大きな問題等の報告はございませんでした。児童・生徒の学校生活安定化に向けた学校支援に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○**福田委員長** ありがとうございます。平成23年度における児童・生徒の問題行動等の実態について、説明を終了いたします。

これより質疑に移ります。ご報告内容を踏まえ、ご質問、ご意見等をお願いいたします。

はい、田中委員。

○**田中委員** ただいま並木指導課長から、平成23年度の児童・生徒の問題行動等の実態について報告していただきました。どうもありがとうございます。

この中で3点お伺いしたいと思いますが、1点は、対教師暴力の件です。やはり教師を尊敬し感謝できない生徒のいる学校というのは、私は不幸だなと思うんですね。そういう中でこれだけ対教師暴力の実態があるわけですが、少なくとも平成21年度までは減少してきて、ただ20年度が17件ありますけれども、22年、23年度とまた増えてきているわけですが、こういう中で教育委員会として学校支援をどのように行っていますかということをお尋ねしたいと思います。

2点目は不登校の出現率ですが、先ほどは中学校でしたけれども、この不登校の出現率についても中学校関係ですが、市内中学校の19年度から23年度を見ますと年々減少傾向にあるわけです。減少傾向にある背景というのは何なのか、その辺りをお聞きしたいと思います。

最後に教育相談関係ですが、相談件数が、平成19年度615件、平成23年度が490件とこうして減少傾向にありますけれども、こういう中でなぜ減少傾向が出てきているのか。またこれに対して指導課としてはどのように考え取り組んでいるのか、それらについてお尋ねできればと思いますが、よろしくをお願いいたします。

○**福田委員長** まず1点目は、対教師暴力が増えてきているという点がございますが、この点については教育委員会としての学校支援と言いますか、具体的に何かございましたらお願いします。

○**並木指導課長** それでは、対教師暴力に関する教育委員会の学校支援ということでございますが、これは個別の、特定の児童・生徒が繰り返すという傾向もございます。このことについては学校のみでの対応では十分ではないことがございますし、これまでの本人の成長の過程、背景ですとか、家族関係のことですとか、様々な要因を鑑みて指導するということが必要になるケースが大変多く、学校では学校サポート会議を定例化しまして、例えば児童相談所、立川の少年センター等からの臨床心理士ですとか、それから本人が幼少のころから、成長を

見守ってきた民生児童委員の方ですとか、そういった方々がそれぞれの役割に応じて、本人または本人の保護者にどのような働きかけをすることによって本人の状況を改善していけるのかということの会議の定例化を図る、このことに重点をおいて取り組んでおります。

○**福田委員長** 次に不登校の出現率、特に中学校でございますが、この点についてはいかがですか。

○**並木指導課長** 不登校の出現率の低下についてでございますが、不登校になった要因というのは様々ございますけれども、主に学校に関わる状況から生まれた不登校なのか、また家庭に関わる状況による不登校なのか、また本人の状況に関わる不登校なのか、それぞれ調査をしてみますと、これまで特に中学校の場合は、例えば不安などの情緒的な混乱ですとか、それから無気力、遊び、非行といったような本人にかかる状況の占める不登校の割合が約57%、本年度の調査でございまして、特に本人にかかる状況が理由となっている不登校生徒は増加傾向にあります。

こういったことが学校にかかる状況等ですと学校の指導の改善等で復帰が図れるケースもございまして、そういった意味ではアプローチの仕方が非常に難しいケースも増えてきているという状況でございます。

○**福田委員長** 最後、教育相談の件数が平成19年からずっと下降気味です。これの要因があるかと思えますけれども、これについて、いかがですか。

○**並木指導課長** 減少した理由については個別のこの部分の調査はございませんが、ただ教育相談に早い段階から継続してかかっていくということが必要なケースも大変多くございますので、教育相談室の周知を学校を通して図ることですとか、それから、教育相談室ではなくて、こちらの教育委員会のほうにお越しになる方もいらっしゃいますけれども、そういった中でそのつど教育相談室についてご案内をし、こちらと教育相談室との間で情報を共有することによって、専門職等も教育相談室におりますので、そういった相談の充実が図れるよう助言をさせていただいているところです。

○**福田委員長** 澤教育長。

○**澤教育長** 今の教育相談に関していきますと、ここで子ども未来センターが本年末開設します。それによってかなり全市的な周知がされて、その相談もしやすくなっていくのではないかと思います。途切れのない、かなり早い段階からということでございますから、この辺の相談が、多ければいい、少なければいいということではないと思いますけれども、問題は相談の質と言いましょか、そういうのをきちっと担保できる体制をここで構築したということでもありますので、今後もう少し推移を見ていきたいと思っております。

○**福田委員長** 田中委員。

○**田中委員** 並木指導課長からお話があった学校サポート体制について、かなりきめ細かく取り組んでいる印象を強くしました。また澤教育長からの斬新的な今後の取組である未来センターの件でお話があったわけですが、いずれにしてもスピード感をもって今後対応していきたいと教育長がおっしゃったそのことは、私は大事だと思いますので、引き続き取組

については迅速に、丁寧に、的確な対応をしていただけるとありがたいと思います。今後ともよろしく願いいたします。

○**福田委員長** ほか、ございますか。古岡委員。

○**古岡委員** 最近テレビなどでも教育関係のコメンテーターが出てきまして、いじめを受けたら自分を守るために学校に行かないで不登校でいい等と言っている方もいますが、隠れた事由があるかもしれないということを危惧しております。

○**福田委員長** 私も、特に中学校の生徒間暴力は62件とずいぶん減少していますけれども、ともに器物破損24件と減少してきていますが、先ほど田中委員がご質問なさった対教師暴力は15件と前年度に比べて増えていることは、一抹の懸念になります。

生活指導を進める上で、生徒一人ひとりの理解を深めながら、教師と生徒の信頼関係、これが私は大切であろうと思います。そのためにも日常の先生と生徒の人間的なふれ合いと言いますか、特に授業における子どもに対する充実感とか達成感、これを満たしていただくような指導、改善をお願いしたい、と同時に、不正とか反社会的な行動に対しては、毅然とした態度で全教職員が一丸となって臨むという姿勢が必要であろうと思います。

学校全体の協力体制と同時に、今あったような地域やその保護者の協力、それと小学校からの連携と言いますか、小学校ではここまではお願いしたいというような中学校間との連携を視野に入れた指導が欠かせないと思いますので、次年度は、対教師暴力は皆無になるような形の協力した指導をお願い申し上げます。

◎報 告

(2) いじめ実態把握のための緊急調査について

○**福田委員長** 次に報告(2) いじめ実態把握のための緊急調査について、報告でございます。

お手元の資料、いじめの実態把握のための緊急調査の結果について、をご参照願います。

並木指導課長、説明をお願いいたします。

○**並木指導課長** それでは、第14回定例会において、その実施についてご報告をいたしましたいじめ実態把握のための緊急調査の結果がまとまりましたので、その結果について、ご報告をさせていただきます。

本調査は、大津市立中学校において発生したいじめに関わる重大事項を踏まえ、東京都教育委員会から7月17日付で実施通知があり、全児童・生徒を対象にその状況を調査したものでございます。

調査の目的は、児童・生徒からのいじめに関する情報を的確に把握することにより、いじめの疑いがあるような事例に対しても、見逃さずに迅速に対応することを趣旨としております。

また調査の内容は、平成24年4月から7月末日までの期間に、いじめと認知した件数といじめの疑いがあると思われる件数及びいじめの疑いがあると思われる児童・生徒への対応状況についての実態を調査いたしました。

結果についてでございますが、まず、いじめと認知した件数は小学校 18 件、中学校 76 件の計 94 件でございます。そのうち、教育委員会に報告がされているものは小学校で 10 件、中学校で 33 件の計 43 件でございます。また、いじめと確認できないまでも他の児童・生徒や周辺からの情報によりいじめの疑いがあると思われたケースは、小学校で 47 件、中学校で 69 件の計 116 件あり、そのすべての案件について学校は何らかの対応をしております。

その学校の対応は具体的に申し上げますと、例えば保護者に状況について連絡をしているものが小中合わせて 26 件、教員等が状況把握を含めて対応しているものが 105 件、その他として、双方の関係者を集めて指導する等の対応をしているものが 1 件ございました。

この後の対応といたしましては、本調査を実施した時点でいじめと疑われていた案件も含め、今月中にその対応の追跡調査を行い、すべての案件について対応状況を把握するよう学校に周知をしております。また、校長会等においても、本案件については適切な対応を完遂するように各学校を指導しております。

また、本調査の結果につきましては、東京都全体の結果及び各区市町村別の結果は東京都教育委員会ホームページにて公表されているところでございます。

以上でございます。

○福田委員長 澤教育長。

○澤教育長 補足をさせていただきます。

このいじめの問題につきましては、9月6日の校長会、11日の副校長会で私から大きく3点についてまずお願いをいたしました。議会でも同様の答弁をしましたがけれども、とにかくいじめの問題は何よりも教師が感力をもって早期発見、管理職としての初期対応、そして学校全体としての組織対応、それと人権教育ということに尽きるわけでありまして、教育委員会と連携をして状況によっては早目の関係機関との相談、通報も必要かと思ひますし、しっかりと対応をしていただくよう指導の徹底をお願いしました。

特に本市のいじめ問題については、この緊急調査と相まって私も夏の学校訪問、全校行きましたけれども、その中で校長先生、副校長先生の聞き取りの中では大きく深刻化しているものの報告はありませんでしたが、しかし数だけではなくて、やはり潜在化しているものもあるでしょうから、私としては予断を許さない状況にあると思ひます。特に新学期に入って札幌の中学生の自殺も報じられておりましたけれども、大津の事件でもいじめは夏休み明けに深刻化したと伝えられておりますので、この時期は非常に危険な時期であるので、しっかりと対応してほしいという話を申し上げました。

それと同時に、実は昭和60年から最近4つの地方裁判所でいじめの問題について判決が出ておまして、この学校の対応あるいは対応すべき法的な側面として判例の紹介をさせていただきました。

その1つであります、第1は児童・生徒の動静観察義務、これが学校にはあるんだというところで、判例ではいじめの兆候を見逃さないための義務であるということ、日常生活においていじめが行われていないか、問題意識を持ってその動静を観察する義務を学校教諭が

負っていると判例は出ております。

2 つ目は、調査解明義務でございます、これは地裁判決の中ではいじめの兆候、疑い、申告があった場合は被害、加害児童・生徒だけでなくそれ以外のクラスの児童・生徒からの事情聴取を行い、いじめの有無の確認を行い、あると判断された場合は実態やいじめをめぐる具体的な人間関係について、その全容を解明する義務があるとされております。ただ、確たる証拠がないまま、むやみな調査は戒めなければなりませんけれども、判例では、子どもたちの心情や精神面に配慮した慎重な調査は必要だが、こうした事情をもって調査を一切行わないことを正当化することはできない。抽象的な教育的配慮をもって調査をしないとか手をこまねく理由にはならないと断じております。

3 つ目はいじめの防止措置義務でございます、地裁判決の中では被害児童・生徒へのケアと加害側への指導、当事者が所属するクラスあるいは学年、学校全体の問題として取り上げて、全員にいじめの問題の理解を深めさせる措置、あるいは一定期間関係した子どもたちの生活を守り、いじめの継続、再発が見られた場合にはさらに強力な指導も検討をすべきとされています。

4 つ目は報告の義務でございます、地裁判決の中では調査、対応する過程を通じて、相当な範囲内で被害、加害の児童・生徒、保護者に対してその調査、対応の経過などを報告すべき義務があるとされております。これらの4つの判例から基づいた義務についてご説明申し上げて、その対応をお願いしたところでございます。

それと同時に、実は多摩教育事務所からいじめの3つのアプローチということで出ておまして、これは発生後の取組としての問題解決的なアプローチ、それから、防止または発生懸念が生じたときの予防的アプローチ、それから、日ごろの教育活動を展開するという開発的アプローチと名付けておりましたけれども、この3つのアプローチについても徹底をお願いしてまいりました。

特に重要なのは最後の開発的アプローチ、本市でもしっかり取り組んでいただいておりますけれども、人権尊重の精神を貫いた教育活動の展開、このことが自分の大切さとともに、他の人の大切さを認める、あるいは自尊感情を高める教育の推進、これは日々の教育活動を通してやればできる、伸びる、役立っているといった実感を持つことができる取組の充実、これも求められているということを校長会、副校長会でお伝えをいたしました。

それと同時に、品川区の出席停止の積極的運用の記事が出ていましたけれども、これについては私のほうからは、出席停止の問題というのは懲罰を目的とした積極的な運用ではなくて、学校の秩序を維持するための、他の生徒の教育を受ける権利を保障するためにとられる措置、これが学校教育法の趣旨でございますので、これを十分に留意して慎重に運用すべきと考えますけれども、ただ、問題行動を繰り返し、指導に指導を重ねても効果がなく、当該児童・生徒、特に周囲の子どもたちへの影響が大きいと最終的に判断した場合には、フォロー体制を構築しての制度適用に躊躇するものではないということはお伝え申し上げました。

以上がいじめの関連での校長会、副校長会での指示、対応事項でございます。

○福田委員長 ありがとうございます。いじめ実態把握のための緊急調査についての説明を終了いたします。

これより質疑に移ります。報告内容を踏まえ、ご質問、ご意見等をお願いいたします。

はい、田中委員。

○田中委員 ただいま澤教育長から、いじめ対応についての具体的な取組がありました。澤教育長の考えとして、いじめを 100%なくすと、それを一つの信条にしてこれまで取り組んでこられて、そういう中で本市の教員のいじめ発見率、それが約 60%に近い、そういう実態を見ましても、教育長が夏季休業中に小学校、中学校合わせ 29 校回ってきちんと対応されている。その結果として教育長が冒頭におっしゃった、いじめの深刻化しているものはありませんと、そういうことで、なるほどなと思っているわけですが、非常にありがたいことです。

あと、先ほど並木指導課長から具体的な報告があったわけですが、大津のいじめの事件があったのですが、あれがなぜ大きな社会問題になったのか、これは皆さんご承知のように、この問題については、被害者の側の保護者の起こした民事訴訟、これが一つの大きな問題になったわけですね。それに対して学校や教育委員会が積極的に究明する姿勢を示さなかった、この 2 点が大きな社会問題に発展したわけですから、そういう中で先ほど説明があったことを踏まえながら、私としては、今後引き続きこの問題については、迅速かつ粘り強く、責任を持って取り組んでいただくことをありがたいと思います。

この中で既に今年の 8 月ですけれども文部科学省から子ども安全対策支援室、これが設置されました。これを基にしながらいじめ対策アクションプラン、これを進めているわけですが、国の施策法案はもちろん大事なわけですが、それ以上に大事なのは、先ほど澤教育長がおっしゃった各学校を回りながら実態を把握して、それに対して何を、どうするか具体的に協議していくことが大事だと思います。

その上で私は 2 つ今後の検討課題として教育委員会で考えていただければありがたいと思います。まず第 1 に、いじめ問題については初期対応が大事ですので、できれば家庭と連携をしっかりとる、そういうことが大事だと思っています。

先ほどの報告をご覧くださいと分かるように、この中で (2) いじめの疑いがあると思われる件数が 116 件、そのうち、保護者に状況等について連絡しているものが 26 件、したがって 90 件は情報によりいじめの疑いがあるということが保護者に連絡を取れていないわけですね。それはいじめの質による問題だと思いますが、できたら私は、いじめの重度あるいは軽度に関わらず、保護者と連絡をとっていただきたい、そのように考えています。

2 つ目ですが、今回のこの調査は 4 月から 7 月に行った調査ですが、各学期ごとに調査をしてはどうかと、そう思っています。何故かと言いますと、やはりいじめというのはどの子にも、どの学校にも、しかも常に起こり得る、そういう現状があるわけですので、とりわけ中学校の場合には、ご覧になって分かるように 1、2 年生が 2 学期を迎えたそういう中で、学校生活が、非常に秩序が乱れやすい。2 年生は半年で部活あるいは生徒会、3 年生に代

わって中心的な役割を担う。3年生は高校受験という進路問題に関わってくる。こういう時期に、2学期、3学期にいじめの発生率が高いと言われているわけですが、そういう中で是非2学期、3学期も立川市教育委員会として実態調査していただきながら、その中でこのいじめ問題について、しっかりと、迅速にかつ粘り強く、責任を持って取り組んでいただけるとありがたいと思います。

あわせて先生方については、いじめ問題について把握したこと、判断したこと、そのハードルを高くして取り組んでいただいて、立川からいじめをなくしていく。教育長がおっしゃる教員のいじめ発見率がより100%を目指して取り組んでいくというのは大きな課題とありますけれども、そういった理念といますか、大事だと思しますので、よろしく願いいたします。

○**福田委員長** 並木指導課長、ございますか。

○**並木指導課長** 今、田中委員から2点いただきましたが、保護者、家庭との連携については、これは調査時期が7月の終業式の間際ということもございまして、これから家庭との連絡を取る、また、個人の面接、保護者との面談等実施する、そういった報告も個々には受けておりますので、またそれはこの後の追跡調査の中で状況を把握したいと考えております。

それから、学期ごとの調査についてでございますが、これまでふれあい月間のときを中心に、6月、11月、2月にそれぞれ実態については調査をしまいましたが、今回の調査で特に考えていかなければいけない点は、変化をどこで捉えるかということですので、その調査のインターバルをなるべく細かくしていったら、変化が見取りやすいようにしていくということが必要だということが私どもの中で、この検討課題として捉えておりまして、その計画について準備をしているところでございます。

○**福田委員長** 田中委員。

○**田中委員** 今、並木指導課長から説明があつて、安心しました。その方向でしっかりと取り組んでいただければありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○**福田委員長** 先生方のいじめに対する問題の把握力、いじめについて統一した見解というのは、なかなか厳しい面があるかと思いますが、先生方の経験、様々なこれまでのことがあろうと思うので、是非、計画と言いますかこれについてのご意見、並木指導課長、よろしく願いします。

○**並木指導課長** 学校の教員がどういじめを把握するかということについては、今回、調査の詳細については、学級担任が把握をしたということも発見のきっかけのサインの中には含まれているところでございます。今回特に特徴的でしたのは、学校が定期的にアンケート調査などを行うことによって発見ができたということが、発見のきっかけとして大きな効果があった報告もありましたので、是非こういったところも学校に働きかけることによって、いじめを発見しやすいような支援ということも具体的にやっていきたいと思っております。

○**澤教育長** 少し関連する話として、7月に実は六中校区の小中連携講演会が開かれて、小学校、中学校、全教員が参加したのですけれども、そのとき富山から来た先生、講師の方がこ

ういうことを言っていました。いじめとかの発端というのは、教員が小さな不正を見逃すこと、要するに不公正な裁きをすること、あとは生徒間とか先生と生徒同士の言葉のやり取りもそうですけれども、そういう小さなことを見逃すことによって大きくなっていくんだということを言っておられました。

まさにそうだとということで、田中委員からもありましたけれども、教師の発見率、私は100%を目指せと言っているのですが、そうは言っても家庭でもしっかり子どもたちの様子は見てもらいたいというのがありますし、やはりこれは三位一体、やっていかなければいけない問題だと思っています。

○**福田委員長** ほか、ございますか。古岡委員。

○**古岡委員** やはり道徳の授業が大事だと思ひまして、本の紹介だけでなく深刻ないじめのケースのビデオとか、教育長が先ほどおっしゃった判例の紹介等もしてもいいのではと思ひます。

○**福田委員長** 平山委員。

○**平山委員** 私も保護者として思うのは、表面上に出てくる数だけではなくて、声を上げられない生徒もいると思ひます。中には先生には言わないでという生徒の声を聞いたこともありますし、そういう子どもの変化、学校の担任の先生はもちろんですけれども、家庭でも必ずサインは出ていると思うので、そこをきちんと見取っていく力もつけていきたいと思ひます。

○**福田委員長** いじめの緊急調査の数値が出ていますが、先ほど田中委員からもあったように、小学校18件、中学校76件、いじめの疑いがあるというのは小学校が47件、中学校69件ですね。これらのいじめもしくは疑いについては、現在は概ね解決して深刻な状態にはないわけですね、いかがですか。

○**並木指導課長** はい。

○**福田委員長** 先ほどあったように、大津市の中学校の事件を受けて、国や自治体がいじめ対策に走り出している。特に第三者調査委員会を立ち上げる。また、自治体によってはいじめ防止条例案を議会に上程したところもあります。それから、先ほど出たように出席停止の制度を積極的に使っていじめを防止しようというような、いじめが起きた後の対応の展開が非常に急展開だと私は見えています。いじめの早期発見や早期対応を図るための日常的な取組、これをどこの学校でも充実させていくんだらうと考えます。いま、当市のことについて報告いただきました。

いじめを早期発見して、そして早期に対応する、これは言うのは当たり前のことですが、一過性と言いますかその場限りではなかなか私は再発防止にはつながらないと思ひています。だからいじめの根絶に向けた、確かに即効性のあると言うか、これといったタイムリーな対策というのは非常に難しいと思ひますが、大事なことは、いじめを生まない集団づくりをどうするか。いじめの起きにくい土壌づくり、学校づくり、これが大切であらうと私は考えています。

私も40年教壇に立ってきて、反省ばかりなんですけれども、そのためにも、先ほども申し

ましたけれども、今、学校は先生方が非常に忙しい。その中でも先生方が子どもたち一人ひとりと向き合う時間を確保していただきたいんです。先生が子どもの実態を掌握しないで、これ、無理なんです。だからすべての教育活動を通して、自他を尊重する心とか自他を認める。先ほど教育長からありましたけれども、自尊感情の育成、地道な毎日の活動が私は特に大切ではないかと思えます。些細なことも先生は見逃さない、許さないという目を養ってもらいたい。ただし、学校任せにしない地域や家庭様々な教育環境の協力、そして大勢の目で子どもたちを見守りながら育てることも重要だと認識していますけれども、立川からいじめがないように、みんなで子どもたちを見守っていきたいと考えます。よろしくお願ひします。

○澤教育長 今、委員長の教師と子どもたちの距離を縮めるという時間の確保、この間新聞報道にされていましたが、九州の筑前町ですか、月曜日をノ一部活デーとして、部活を全部月曜日はやらない。その代り、そういう子どもたちに接する時間をとる、そうやっている地域もありますし、そういう意味で立川の場合は人権教育をこの4、5年ずっと進めてきましたから、その成果を私は見る事ができると思っはいますけれども、そうは言ってもあれだけやってきてもこういう今の状況ということになると、やはりもう一度、先ほど委員がおっしゃったように、人権教育、道徳教育にもう一つ力を入れていかなければいけないのかなと思っはいます。

○田中委員 今、澤教育長と委員長からも話があつたわけですが、私は2つ、今後考えなくてはいけないと思っはるのは、教員の仕事の多忙化の問題、これはやはり立川として具体的に何をどう取り組んでいくのか、そこのところをもつと取り組んでいく必要があると思っはいます。

これはこれまでもしっかり取り組んできた成果が、先ほど教育長から報告がありましたようにいじめの発見率が高いと、小中合わせて116件あるんですね。先生方が児童生徒と向き合う時間をつくりながら見ているから発見できたのであつて、なお一層教員の多忙化問題については教育委員会としても取り組んでいかれることが大事だと思っはいます。

あと、人権の問題、道徳教育の問題が出ていましたが、立川は26市の中でもいくつかの状況を見ても一番真剣に取り組んでいる。その成果が先生方の中に具現化されています。そういう点でも人権というのは一人ひとりを大切にする、そういう意識が立川の先生は非常に高い。ですから引き続き人権教育並びに道徳教育に、なお一層、力を入れて取り組んでいただけるとありがたいと思っはいます。よろしくお願ひいたします。

○福田委員長 よろしくお願ひいたします。

ほかにならうでしたら、次に移ります。

◎報 告

(3)「たちかわ市民交流大学開講5周年事業」の実施計画について

○福田委員長 次に報告(3)「たちかわ市民交流大学開講5周年事業」の実施計画について、報告でございます。

お手元の資料、「たちかわ市民交流大学開講5周年事業」の実施計画について、をご参照願

います。早川生涯学習推進センター長、説明をお願いします。

○早川生涯学習推進センター長 このたび、たちかわ市民交流大学開講5周年事業の計画がまとまりましたので、ご報告を申し上げます。

生涯学習からはじまるまちづくり、市民力による生涯学習社会の実現を目指して、平成19年10月に開講した、たちかわ市民交流大学が今年で5年目を迎えることから、市民交流大学のこれまでの検証とさらなる充実を図っていくことを目的に、今年の11月17日土曜日、女性総合センターにおきまして、市民交流大学開講5周年事業を実施することとなりました。

事業の企画運営に当たりましては、市民交流大学企画運営委員会が中心となって実行委員会を結成して行ってまいります。

事業の内容は、ご配付いたしました資料のとおり、アイムホールでの式典終了後、特別講演、シンポジウムで構成する全体会、並びに5階学習室等で講座やコンサート等を実施する交流事業を実施してまいります。

市民への周知につきましては、10月25日発行の市広報特集号、市民交流大学情報誌「きらり・たちかわ」でお知らせするとともに、チラシの作成配布、マイテレビ・FMたちかわ、各新聞社等への報道や掲載依頼を行ってまいります。

なお、この事業の予算につきましては、財団法人自治総合センターシンポジウム助成金の交付を受けて実施してまいります。報告は以上であります。

○福田委員長 ありがとうございます。「たちかわ市民交流大学開講5周年事業」の実施計画について、説明を終了します。

これより質疑に移ります。報告内容を踏まえ、ご質問、ご意見等をお願いいたします。

〔「ありません」との声あり〕

○福田委員長 よろしく願いいたします。

◎報 告

(4) 図書館の臨時休館について

○福田委員長 次に報告(4)図書館の臨時休館について、報告でございます。

お手元の資料、図書館の臨時休館について、をご参照願います。

小宮山図書館長、報告をお願いいたします。

○小宮山図書館長 図書館の臨時休館につきまして、ご報告申し上げます。

立川市図書館資料の特別整理のために、立川市図書館条例第6条の規定に基づきまして、いわゆる蔵書点検の期間といたしまして臨時休館といたしたいということでございます。

休館期間ですが、中央図書館につきましては平成24年11月11日の日曜日から11月16日の金曜日までの6日間でございますが、その間、週休日、月曜日の休館日と、第3木曜日にも通常の休館日になってございますので、定例の休館日を除きますと実質4日間休館ということになります。

地区図書館8館につきましては、平成24年12月5日の水曜日から平成24年12月8日の

土曜日までの4日間でございます。

対象は図書館全館ということで、作業内容は3番に記したとおりでございます。例年と同じ内容となっております。

4番、その他、こちらは周知方法でございますが、「広報たちかわ」及びホームページあるいは館内への掲示等で利用者の市民に対して周知を図っていきたいと思っております。

図書館からの報告は以上でございます。

○**福田委員長** ありがとうございます。図書館の臨時休館についての説明を終了いたします。

これより質疑に移ります。報告内容を踏まえ、ご質問、ご意見等お願いいたします。

〔「ありません」との声あり〕

○**福田委員長** ありがとうございます。

◎視 察

(1) 教育委員会所管施設の視察について（第一小学校）

○**福田委員長** 次に視察に移ります。

教育委員会所管施設の視察について（第一小学校）、でございます。

小林教育総務課長、視察内容等の概要説明をお願いします。

○**小林教育総務課長** お手元に簡単な資料をお配りしました。第一小学校の建替に伴いまして、平成26年7月まで第一小学校の子どもたちが通います仮設校舎が完成いたしまして、8月中に引越しを行い、既に2学期から子どもたちが元気に仮設校舎で勉強を始めております。

この仮設校舎につきましては、仮設ということで必要最低限の施設ではございますが、規模といたしまして地上3階建になってございます。中の部屋構成ですが、管理室を1階、普通教室については1階と2階、特別教室が3階という形で配置してございます。普通教室の数につきましては、1学年2学級×6＋少人数指導用の教室1室ということになっておりますので、13教室ということになります。

それから、同時期に既存校舎の解体と新校舎の着工、建築を行いますので、防音対策として窓につきましては二重サッシとなっております。それから全室には空調機を設置してございます。エレベーター、スロープも設置してございます。

給食につきましては、この間調理室が閉鎖になりますので、共同調理場より第一小学校に運ぶ形になります。

詳しくは現地にて説明いたしたいと思っております。よろしく申し上げます。

◎その他

○**福田委員長** その他、ございますか。小林教育総務課長。

○**小林教育総務課長** 既に委員の皆様にはご連絡申し上げたところですが、市内の中学校におきまして、水道水に異物混入ということがございましたので、ご報告申し上げます。

8月29日、第四中学校におきまして、水道水の水質検査を行ったところ、水質上の問題は

ございませんでしたが、ごく微量、微量というのはバケツ 6 杯の水の中に本当に数ミリ程度の異物でございますが、ビニール片の検出がありました。

教育委員会の施設担当が見たところ、この異物は昨年度行いました水飲栓直結化工事の際に使用しましたシール材の可能性があったため、同様の時期に工事を行ったほかの中学校 3 校の水道水を調べましたら、同様の異物が第六中学校の水道水からも検出されました。この四中と六中につきましては工事施工が同じ業者でございました。教育委員会といたしまして、両校の校長、副校長と相談の上、当面、蛇口から水を飲むことを見合わせまして、生徒、保護者に対しては水筒持参をお願いすることにいたしました。

併せてその日に東京都の水道局に異物の分析と混入原因の調査を依頼したところ、異物は先ほどの担当が見たとおり、水飲栓直結化工事において、蛇口付近の配管の継ぎ手箇所塗布したシール材であることが判明いたしました。このシール材は体に入れても無害とのことですが、翌日、施工業者を呼びまして、混入防止対策として継ぎ手箇所の点検と清掃、それから蛇口へのフィルター取り付けを指示し、作業を実施させました。

現時点ではこの対策によりまして異物の混入はございませんが、念のためしばらくは蛇口のフィルターを付けたまわしにして、定期的に点検を行うことにしております。

関係者の皆様にはご心配とご迷惑をおかけし誠に申し訳ございませんでした。今後、このようなことのないよう工事業者に対する施工管理等を徹底してまいりたいと考えております。以上でございます。

○**福田委員長** ありがとうございます。四中と六中における水道水への異物混入についての報告でした。何かご質問ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○**福田委員長** それでは、先ほど申し上げましたように、第一小学校の仮設校舎の視察を行います。

暫時休憩といたします。

午後 2時20分休憩

午後 3時28分再開

○**福田委員長** 暫時休憩を解き、平成24年第17回立川市教育委員会定例会を再開いたします。何か連絡事項等ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

◎閉会の辞

○**福田委員長** 次回の日程確認を行います。次回、平成24年第18回立川市教育委員会定例会は平成24年9月27日木曜日、午後1時30分より、210会議室にて開催いたします。

以上で平成24年第17回立川市教育委員会定例会を閉会いたします。

午後3時30分

署名委員

.....

委員長